

岡山県人権啓発パートナーシップ推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、民間団体との協働により、人権尊重社会の実現を目指すため、人権意識の高揚を図るための事業を行う団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）、昭和41年岡山県告示第513号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助の対象となる団体は、岡山県内に拠点を有し、次の（1）又は（2）のいずれかに該当するものとする。

（1）岡山県内の大学、大学院及び短期大学に在籍する学生（以下「大学生等」という。）

が主体となって活動する団体であって、次のアからエまでの要件の全てを満たすもの

ア 代表者が大学生等であること。

イ 構成員の半数以上が大学生等であること。

ウ 組織・運営体制が明確であること。

エ 大学生等が在籍する学校の関係者（教員又は職員）による推薦を受けていること。

（2）前号に定める団体以外の団体であって、次のアからウまでの要件の全てを満たすもの

ア 財政状況が健全であること。

イ 組織・運営体制が明確であること。

ウ 当該事業実施後、発展的、継続的に活動していく見込みがあること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助の対象とならないものとする。

（1）国の機関又は地方公共団体

（2）政治上の主義を支持する又は反対することを目的とする団体

（3）宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする団体

（4）暴力団（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）並びに暴力団又は暴力団員等（同条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）の統制下にある団体、その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している団体

(補助対象事業等)

第3条 補助の対象となる事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとし、補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表に定めるところによる。

（1）第2条に規定する団体が自ら企画して行う事業であって、人権意識の高揚を図るためのものであること。

（2）岡山県内で、広く県民の参加を募って開催される事業であること。

- (3) 第5次岡山県人権政策推進指針に掲げる人権問題の解決に資する事業であること。
- (4) 補助の対象となる事業について、国又は地方公共団体から補助や委託を受けていないこと。
- (5) 政治活動及び宗教活動に該当しないこと。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、別表に定める補助基準額と、補助対象経費の実支出額から補助事業に係る収入を控除した額とを比較して、いずれか低い方の額に別表に定める補助率を乗じて得た額の範囲内とする。ただし、交付額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金所要額調書(様式第2号)
- (2) 団体概要(様式第3号)
- (3) 補助事業実施計画書(様式第4号)
- (4) 補助事業収支予算書(様式第5号)
- (5) その他知事が必要と認める書類

(申請の取下げ期限)

第6条 補助金の交付申請をした団体は、規則第8条第1項の規定により、補助金の交付の決定を受けた日から起算して15日以内に申請の取下げをすることができる。

(変更承認申請)

第7条 補助金の交付の決定を受けた団体(以下「補助事業者」という。)は、規則第10条の規定により、補助事業の内容、経費の配分その他申請に係る事項の変更の承認を受けようとするときは、変更承認申請書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(廃止承認申請)

第8条 補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、規則第10条の規定により、補助事業の廃止の承認を受けようとするときは、廃止承認申請書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(軽易な変更)

第9条 規則第10条ただし書に規定する知事が別に定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助金交付額の20パーセント以内の減額
- (2) 補助の目的に影響を及ぼさない軽微な変更

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、補助事業完

了後30日以内又は補助金の交付の決定のあった年度の末日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金精算額調書(様式第9号)
- (2) 補助事業報告書(様式第10号)
- (3) 補助事業収支決算書(様式第11号)
- (4) その他知事が必要と認める書類
(補助金に係る帳簿等の保存年限)

第11条 補助事業者は、補助金に係る帳簿又は証拠書類を、当該補助事業完了後5年間保存しなければならない。

(補助金の請求)

第12条 補助事業者は、補助金の精算払を受けようとするときは、補助金精算払請求書(様式第12号)を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、規則第15条ただし書きの規定により、交付決定額の5割を限度として、補助金の概算払を受けることができる。

3 補助事業者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第13号)を知事に提出しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 補助対象経費、補助基準額及び補助率

団体の区分	補助対象経費	補助基準額	補助率
第2条(1)の 団体	講師謝金・旅費、資料作成費、会場借上げ料等、事業を行うために直接必要な経費の実支出額から補助事業に係る収入を控除した額であって、知事が必要かつ適当と認めたもの	150千円 (1団体あたり)	10/10
第2条(2)の 団体	同上	300千円 (1団体あたり)	1/2